

中学生向け消費者教育の拡充について

【概要】

令和4年4月より、成年年齢が18歳に引き下げられ、若年層への消費者教育の充実が求められている。特に、スマホの所持率が高くなるなど、行動範囲が大きく広がる中学生の取組が必要との観点から対策を検討し、庁内関係課（こども政策課、人権・男女共生課）事業と合わせて、市内中学3年生へ各課の“思い”を届ける。本センターは、契約や消費生活センターの役割など、高校生以降も役に立つ消費生活情報を提供

【南中学校 合同講座の様子】



【事業内容】

①市内中学校での合同講座の開催

庁内関係課と連携し、卒業を控えた3年生を対象に下記の内容で合同講座を開催

- ・消費生活センター…消費生活センターの役割や中学生に多いトラブルと対策等
- ・こども政策課…ヤングケアラー
- ・人権・男女共生課…デートDV

②アンケート調査の実施

市内中学校（2校）の協力を得て、効果的な啓発を行うため、生徒を対象にスマホの所持率やSNSの利用状況等に関するアンケート調査を実施
⇒今後、講座開催校には、アンケートの協力を依頼

【今後の方向性】

合同講座について、令和6年度は市内数校での実施を目標としている。
アンケート調査の結果は、今後の啓発内容に反映するなど有効に活用予定